

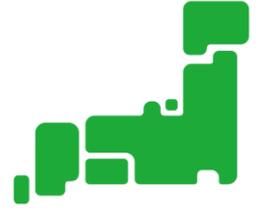


社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング
あおぞらLetter

〒101-0044
東京都千代田区鍛冶町1丁目6番15号
井門神田駅前ビル22号室
電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276
担当:阿部

地域別 最低賃金に ついて

令和2年10月以降の地域別最低賃金額が決定されました。
新型コロナウイルス感染症拡大による経済・雇用への影響等を踏まえ、改定を行わない地域もあり(7都道府県)、最低賃金を引き上げた地域では最高で3円の増額となっています。今回のあおぞらレターでは地域別最低賃金と最低賃金の計算方法をお伝えします。



令和2年度地域別最低賃金一覧表

都道府県	最低賃金		差額	都道府県	最低賃金		差額	都道府県	最低賃金		差額
	令和2年	令和1年			令和2年	令和1年			令和2年	令和1年	
北海道	861	861	0	石川	833	832	+1	岡山	834	833	+1
青森	793	790	+3	福井	830	829	+1	広島	871	871	0
岩手	793	790	+3	山梨	838	837	+1	山口	829	829	0
宮城	825	824	+1	長野	849	848	+1	徳島	796	793	+3
秋田	792	790	+2	岐阜	852	851	+1	香川	820	818	+2
山形	793	790	+3	静岡	885	885	0	愛媛	793	790	+3
福島	800	798	+2	愛知	927	926	+1	高知	792	790	+2
茨城	851	849	+2	三重	874	873	+1	福岡	842	841	+1
栃木	854	853	+1	滋賀	868	866	+2	佐賀	792	790	+2
群馬	837	835	+2	京都	909	909	0	長崎	793	790	+3
埼玉	928	926	+2	大阪	964	964	0	熊本	793	790	+3
千葉	925	923	+2	兵庫	900	899	+1	大分	792	790	+2
東京	1013	1013	0	奈良	838	837	+1	宮崎	793	790	+3
神奈川	1012	1011	+1	和歌山	831	830	+1	鹿児島	793	790	+3
新潟	831	830	+1	鳥取	792	790	+2	沖縄	792	790	+2
富山	849	848	+1	島根	792	790	+2	全国平均	902	901	+1

最低賃金の計算

- 最低賃金の対象となる賃金とは
毎月支払われる基本的な賃金から次の賃金(a~d)を除外したものです。

- a. 臨時に支払われる賃金 (結婚手当など)
- b. 1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金 (賞与など)
- c. 所定外給与 (時間外勤務手当・休日出勤手当・深夜勤務手当など)
- d. 諸手当の一部 (精皆勤手当・通勤手当・家族手当)

※(例) 月給制の場合の最低賃金の計算方法

- ①支給された賃金から、最低賃金の対象とならない賃金(上記 a~d)を除く。
 - ・ 基本的な賃金 - (a~d) = 【1】 a~d が除外された賃金
- ②【1】の金額を時間額に換算し、最低賃金と比較する。
 - ・ ((【1】 × 12 か月) ÷ (年間労働日数 × 1日の所定労働時間)) = 【2】 時間額
 - ・ 【2】 時間額 ≥ 最低賃金 ⇒ 最低賃金以上であるか確認。

※地域別最低賃金と特定(産業別)最低賃金の両方が適用される場合は、高い方の最低賃金額が適用されます。



- 最低賃金について、詳しくはこちらをご確認ください。

<https://pc.saiteichingin.info/>

- 最低賃金の計算方法について、詳しくはこちらをご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/www2/topics/seido/kijunkyoku/minimum/minimum-13.htm>



その他の詳細やご不明な点は弊社担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277